

◎罰則規定

許可を受けずに施行

変更許可を受けずに施行

権原の譲渡

命令違反

届出事項の未提出

虚偽の報告

標識の未設置

罰則

・一年以下の懲役または
五十万円以下の罰金

・違反事実の公表

罰則

・五万円以下の罰金

罰則は施行者だけでなく、土地の所有者も該当となる場合があります！

問合先 都市整備課 都市計画担当

